$BE_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01443
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691
$BE_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01497
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652
$BE_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01522
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651
$BE_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
$BE_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
$BE_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
$BF_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AO において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
$BG_{15}$ ＝ 0.0079
$BG_{16}$ ＝ 0.0052
$BG_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

$BA_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693
$BA_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656
$BA_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0164
$BA_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0149
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160
$BA_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0138
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158
$BA_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0139
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161
$BB_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学校教育施設等整備事業債等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 15 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号 AM において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
$BC_{15}$ ＝ 0.0079
$BC_{16}$ ＝ 0.0052
$BC_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0095
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るも